

「法務省システムの平成32年度更改に伴う 固定資産税業務の改革について ～法務局電子 データ活用による効果と、法務省システム更改 の現状報告～」

京都府八幡市市民部課税課
課長補佐 山本 篤志
主事 白川 優子

1. 平成32年度登記情報システム更改の内容

(1) 法務局からの異動通知データの取扱い変更
平成28年10月14日法務局民事局補佐官通知及び平成29年4月国と地方のシステムWG資料から、「オンラインによりいつでも登記情報を提供可能とする仕組みを構築し、平成32年度からの運用開始を目指す。」との記述から取扱いが変更されることが明らかとなった。

◆資料から明らかとなったこと

- ①法務局からの情報提供は、政府共通ネットワーク、LG-WANネットワークを介し、情報連携サーバによって行う。
- ②連携サーバ（ネットワーク）を利用することでセキュリティを確保する。
- ③連携サーバにより、提供・受領にかかる労力を削減する。
- ④地図、地積測量図、建物図面等もデータで提供される。

異動通知の電子化（USBでの提供）が全国で断られるケースが発生していたが、紙面とデータの提供が非効率であることが大きな要因であり、法務局の効率化を図るためペーパーレス化が目的と想定する。しかし詳細が不明であることから法務省に問い合わせを行った。

(2) 法務省からの回答

I. 情報連携サーバで取り扱う種類と仕様

- ①市町村通知データ（異動通知）…CSV形式
 - ②地図、地積測量図、家屋図等…TIFF形式
 - ③登記情報PDF…PDF形式
- ※市町村通知の一部又は全部が編集できない物件の登記事項を確認するためのデータ
- ④登記情報CSV…CSV形式
 - ⑤価格額情報CSVデータ…CSV形式

II. ネットワークの仕様・接続仕様

- ①現在調整中

III. 運用開始時期

- ①現在調整中だが平成32年度当初を想定

IV. 紙面による異動通知の取り扱い

- ①原則、情報連携サーバを利用した情報取得を求め、運用開始時期は市町村の状況を踏まえて決定する。

V. 平成32年度より全市町村で情報連携サーバを利用した情報取得が求められるのか

- ①各種政府方針等で情報提供等の効率化が求められており、原則情報連携サーバを利用した情報の取得等を求める方針。

（後日、追加回答）

VI. 電子化の目的

- ①行政機関間の情報連携の効率化。
- ②厳重な情報セキュリティ確保のため、USBに代え情報連携サーバを導入する。

VII. 電子化の実施時期

- ①電子化の時期は総務省との合意により準備が整った市町村から順次開始する。

2. 法務省からの回答に見る疑問

- ①法務省は情報連携サーバ、USB、紙の3種類の運用を行うのか？逆に非効率
- ②紙面の提供はいつまで続くのか？
- ③仕様はいつ提供されるのか？
- ④電子化に補助金は出ないのか？

詳細な仕様がなく、紙面提供期限の明記、補助金等の設定が無ければ市町村は電子化には踏み切れない。それでは電子化は普及せず法務局、市町村とも効率化には繋がらないと考える。

3. 総務省・法務省への提案

市町村は業務改善・効率化を本気で考えている。補助金の設定と、法務省、総務省、都道府県、市町村、ベンダで検討会を設置するべきと、より現状にあった業務改善ツールとしての活用を提案している。

4. 市町村として取り組むべきこと

今後、電子化により固定資産税業務に大きな影響を与えることから、以下の点を提案する。

- ①紙面による手作業から電子ファイルを活用した課税事務への業務見直し
- ②対応システムの検討、費用見積、効率化・導入効果等の分析、他業務への活用の検討
- ③各種情報収集